



# 119情報

区連会 2月定例会  
令和7年 2月21日  
都筑消防署

## ■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和7年		令和6年		累計前年比 増△減
		1月	累計	1月	累計	
火災件数 (件)		3	3	1	1	2
火災種別	建物火災 (件)	1	1	1	1	0
	車両火災 (件)	2	2	0	0	2
	その他の火災 (件)	0	0	0	0	0
焼損面積 (㎡)		0	0	0	0	0
死者 (人)		0	0	0	0	0

【1月中3件】 1月23日 池辺町 車両火災  
 1月29日 茅ヶ崎中央 建物火災  
 1月30日 川向町 車両火災

## ■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和7年		令和6年		累計前年比 増△減
		1月	累計	1月	累計	
救急件数 (件)		995	995	991	991	4
救急種別	急病 (件)	731	731	722	722	9
	交通事故 (件)	34	34	42	42	△8
	一般負傷 (件)	170	170	167	167	3
	その他 (件)	60	60	60	60	0

※ 数値は速報値のため、変更になる場合があります。

**春の火災予防運動**

**期間：令和7年3月1日から7日まで**

**守りたい  
未来があるから  
火の用心**



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

**点検 交換** をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は  
**都筑消防署**  
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

# ケガの予防：かまれる・刺される

「かまれる」「刺される」は大人でも子どもでも多く発生しています。

## 1. 世代に分けた主な事故

### 【高齢者】

- ・犬にかまれた



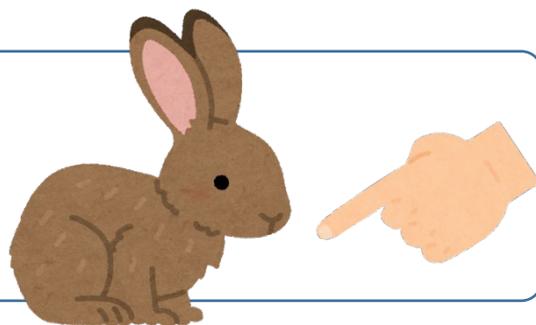
### 【大人】

- ・庭の蜂の巣を叩き落そうとして、蜂に刺された
- ・犬や猫に両手をかまれた



### 【子ども・乳幼児】

- ・公園で蜂に刺された
- ・洗濯物の靴下の中にいた蜂に刺された
- ・ウサギ小屋に指を入れ、かまれた



## 2. 事故予防対策

- ・**動物や蜂に注意**…蜂の巣に近寄らないこと、また、夏から秋にかけて、蜂をよく目撃する時期は洗濯物の取込時にも注意しましょう。
- ・**アレルギー反応の可能性を知る**…人によっては、動物にかまれたり、蜂に刺されたりするとアレルギー反応を起こすことがあるので、より注意が必要です。

## 都筑消防署からのお知らせ

救急車は緊急時に使ってください！



救急隊員の生の声  
24時間頑張っています！



地区連合町内会自治会 会長 様

神奈川県共同募金会横浜市都筑区支会  
支会長 吉野 富雄

### 令和7年度共同募金運動への協力について（ご依頼）

平素より共同募金運動の推進にあたり例年格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、共同募金に際しましては、市営地下鉄駅等で行う街頭募金、イベント時に行うイベント募金や学校、法人、その他福祉関係施設等にご協力いただく募金がございますが、中でも自治会町内会の皆様のご協力による戸別募金は募金総額の9割を占めております。区民の皆様からお寄せいただいたご寄付は、地域福祉のための高齢者や子育て支援等の活動団体の活動費、民間事業や社会福祉施設の備品購入費や修繕費として役立たせていただいております。

今年度の皆様のご尽力に重ねてお礼申し上げますとともに、令和7年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1 依頼事項

令和7年度 共同募金運動への自治会町内会を通じた戸別募金のご協力

#### 【令和7年度 戸別募金目安額（予定）】

名称	目安額（予定）
赤い羽根募金	255円（地域計画分96円、広域計画分159円）
年末たすけあい募金	200円
合計	455円

※3月区連会後に開催予定の共同募金会都筑区支会委員会におきまして正式な決定となりますが、赤い羽根募金、年末たすけあい募金とも前年度と同額を予定しております。自治会町内会の予算編成の参考としていただければ幸いです。

#### 2 実施時期

令和7年10月1日～12月31日

#### 3 令和6年度 募金実績額（令和7年1月末現在）

名称	目標額	募金実績額
赤い羽根募金	16,530,000円	7,516,813円
年末たすけあい募金	10,220,000円	6,680,329円

※実績額及び目標額は、戸別募金・街頭募金・法人募金・職域募金など、すべての募金の合計です。

なお、今年度ご協力いただきました自治会町内会及び連合町内会自治会への事務費は、3月の共同募金会都筑区支会委員会の際に、日赤会費の協力事務費とともにお渡しする予定ですので、よろしくお願いたします。



共同募金会都筑区支会  
担当：平戸・生沼  
TEL：943-4058 FAX：943-1863  
メール：info@tuzuki-shakyo.jp  
（横浜市都筑区社会福祉協議会内）

## 令和 7年国勢調査実施に伴う御協力をお願いについて【協力依頼】

### 1 事業の趣旨

本年 10月 1日に全国一斉に令和 7年国勢調査が実施されます。

国勢調査は統計法に基づき、国内に居住する全ての人及び世帯を対象に行われる国の最も大規模かつ重要な統計調査です。自治会・町内会におかれましては、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と国勢調査に携わる調査員の推薦について、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】国勢調査員として適任者の推薦をお願いします。

※今後、調査周知に係るポスター掲示依頼を行う予定です。

### 3 調査員推薦に係るお願い事項

#### (1) 担当する業務・調査区数等

- ・調査区内の居住世帯（1調査区あたり約 50世帯）に対して、調査書類の配布などを行っていただきます。
- ・調査員の方には一人当たり原則、2調査区（約 100世帯）を担当していただきます。
- ・調査員数は全市で約 19,000人程度となる見込みです。

#### (2) 調査員の推薦にあたっての要件

- ア 責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- イ 原則として 20歳以上の方（令和 7年 9月 1日時点）
- ウ 秘密の保護に信頼をおける方
- エ 選挙・警察に直接関係のない方
- オ 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

#### (3) その他

後日、各区役所から、御推薦いただく調査員数、担当区域、報酬額などについて説明をさせていただきます。

なお、調査員が不足する地区や自治会・町内会未組織地域などにつきましては、公募を実施する区役所もありますので、御了解ください。

#### 参考：調査書類の配布方法について

令和 2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和 7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成 27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも 3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

## 令和7年国勢調査について

### 1 調査の概要

国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計を作成し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的にして、5年ごとに行われる最も大規模な統計調査で、今回で22回目を迎えます。

### 2 調査の期日

令和7年10月1日（木）午前零時

### 3 調査の対象

調査は令和7年10月1日に日本国内に常住する全ての人（外国人を含む）

### 4 調査員の主な仕事

- (1) 9月上旬～中旬 区役所等で開催する調査員説明会への出席
  - (2) 説明会后～9月19日 担当調査区の範囲確認、調査書類配布準備等
  - (3) 9月20日～30日※ インターネット回答用ID及び調査票（紙）の配布
  - (4) 10月1日～3日 『調査への回答はお済みですか』の配布
  - (5) 10月1日～8日 回収を約束した世帯のみ調査票（紙）の回収
  - (6) 10月17日～下旬 調査書類の区役所提出・督促状の配布（未回答世帯がある場合）
- ※調査書類配布期間に土日が2回あり、調査活動がしやすくなっています

### 5 調査員の身分

横浜市長の推薦に基づき、総務大臣が任命する**非常勤の一般職国家公務員**です。

### 6 任命期間

9月1日から10月31日までの2か月間

### 7 調査員報酬（前回実績額）

- ・ 1調査区（約50世帯）で 42,000円程度
- ・ 2調査区（約100世帯）で 78,000円程度

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。

※前回に比べて報酬は増額見込みです。

政策経営局統計情報課

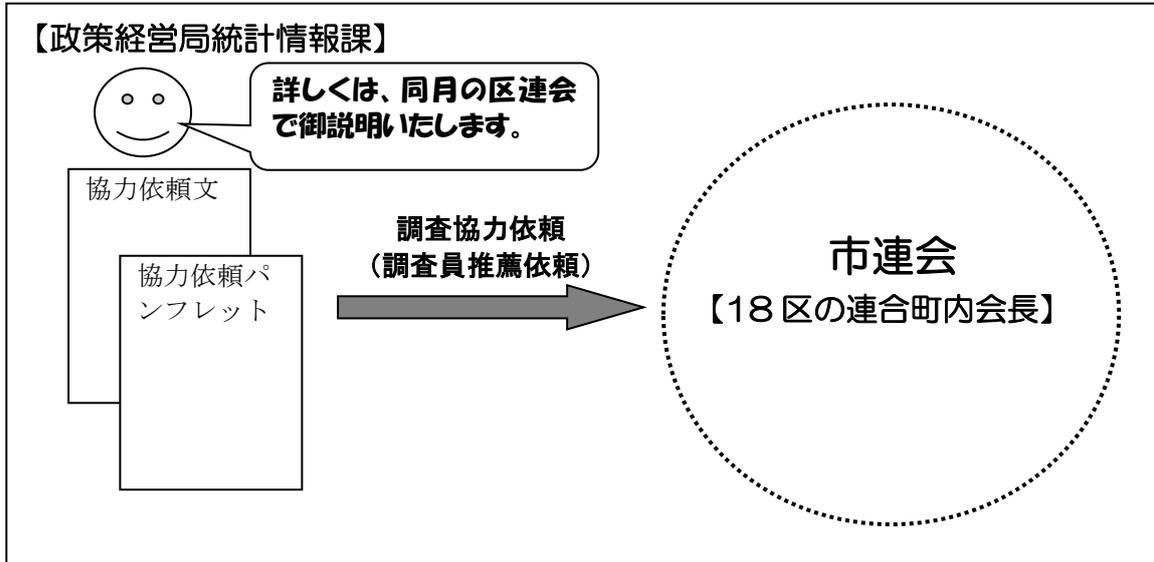
担当 石川、中村

電話 045-671-4207 /FAX 045-663-0130

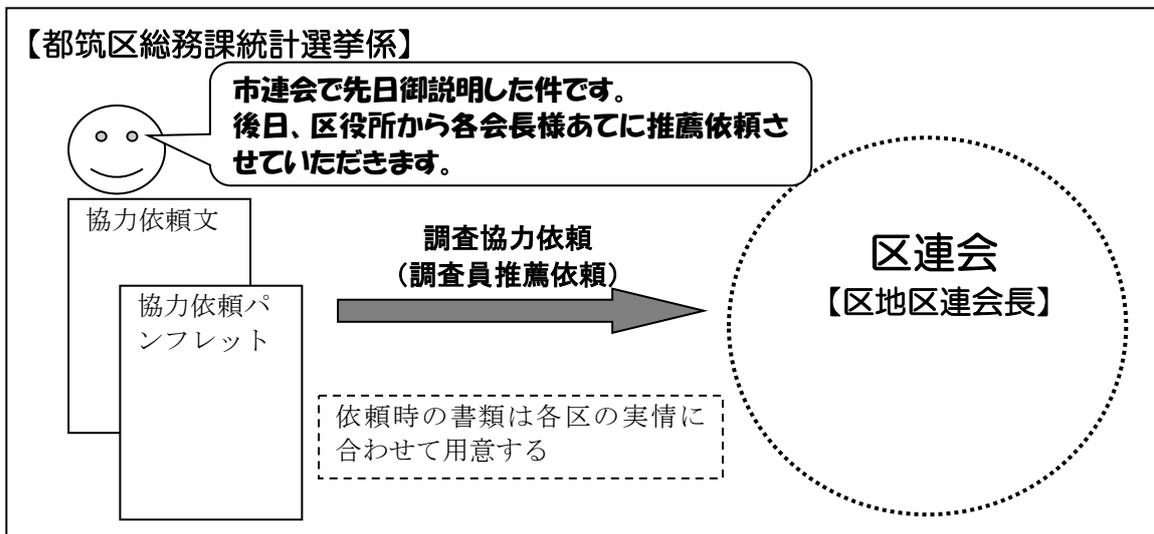
メール ss-chosa@city.yokohama.lg.jp

# 自治会・町内会への国勢調査員推薦依頼の流れ

2月市連会（令和7年2月12日）

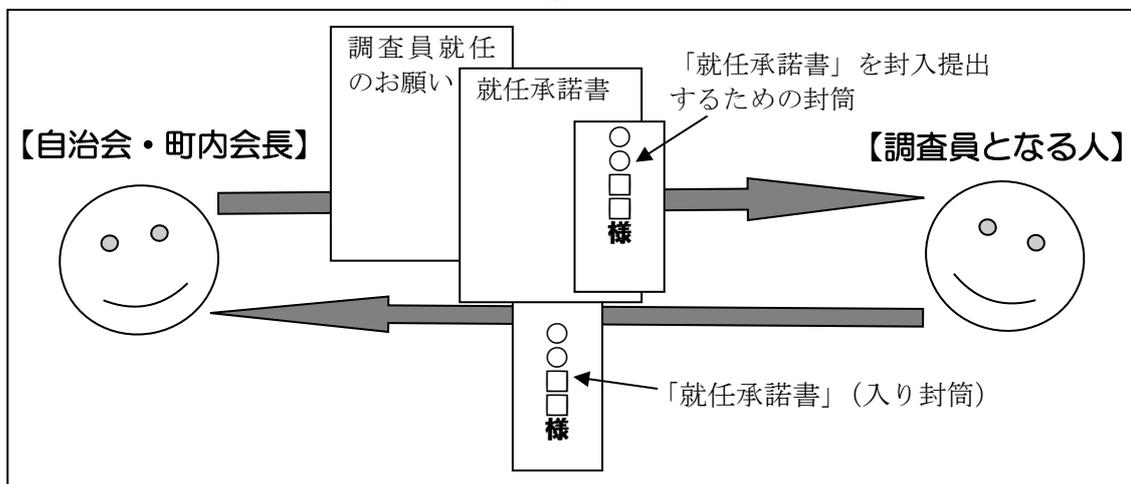
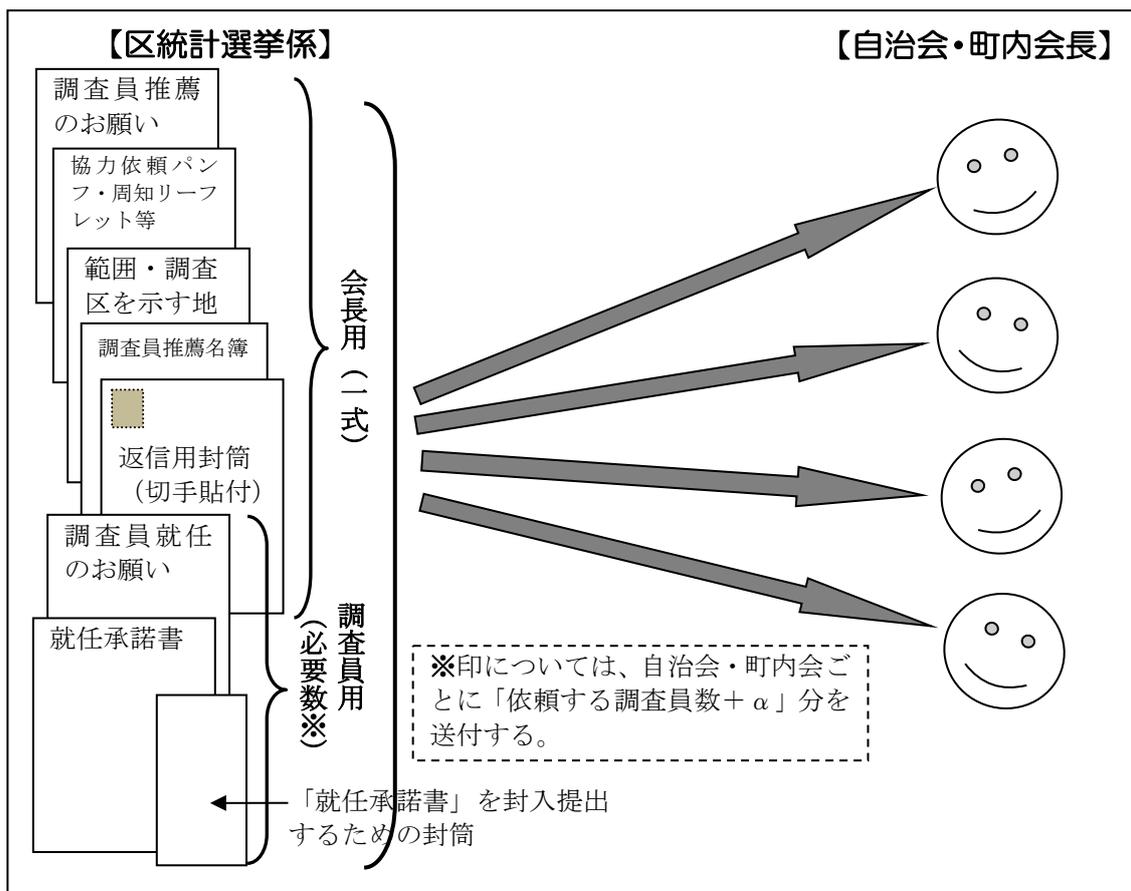


2月区連会（2月21日）



地区連会長は、それぞれの地区の各自治会・町内会長に対し、区連会での事案について報告をする。

**2月区連会后** 区連会后に推薦用文書を各自治会・町内会長様宛に発送します。



**4月30日(水)まで**

**【自治会・町内会長】**  
 調査員となる人から「就任承諾書」(入り封筒)を受領後に「調査員推薦名簿」を作成し、「就任承諾書」(入り封筒)と「調査員推薦名簿」を返信用封筒に入れて区役所に郵送する。

〇〇自治会・町内会 会長 様

## 令和7年国勢調査 調査員推薦のお願い

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内の人口実態の把握や、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

つきましては、御多用のところ恐縮に存じますが、本調査の重要性を御理解いただき、実施について特段の御配慮と御協力をお願いするとともに、国勢調査員として適任の方を御推薦くださるようお願い申し上げます。

### 1 推薦依頼数

- ・調査区数 \_\_\_\_\_ 調査区分（調査区域は別添の地図を御覧ください）
- ・調査員数 \_\_\_\_\_ 人（うち2調査区分を御担当いただく調査員数 \_\_\_\_\_ 人）

**※ 調査員の方には原則2調査区分を御担当いただくようお願いいたします。**

### 2 提出書類

別添の「調査員就任のお願い」を御利用いただき、「**国勢調査 調査員就任承諾書**」と「**調査員推薦名簿**」を**4月30日（水）までに返信用封筒にて御提出ください。**

※詳しくは別添資料「自治会・町内会への国勢調査員推薦依頼の流れ」をご確認ください。

### 3 留意事項

御推薦に当たりましては、調査の正確性の確保とプライバシー保護のため、次のことに御留意ください。

- (1) 責任を持って御自分で調査員の事務を遂行できる方、
- (2) 原則として20歳以上の方（令和7年9月1日）
- (3) 秘密の保護に信頼をおける方、
- (4) 選挙・警察に直接関係のない方
- (5) 暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

### 4 調査員報酬

- ・1調査区（約50世帯）で42,000円程度（前回実績）
- ・2調査区（約100世帯）で78,000円程度（前回実績）

※調査員報酬は、実際に調査した世帯数により額が増減します。また、前回に比べ増額見込みです。

### 5 任命期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

#### 参考：調査書類の配布方法について

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。

対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

問合せ 都筑区役所総務課統計選挙係

電話：948-2215

FAX：948-2209





## 令和7年国勢調査 調査員就任のお願い（案）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、市政・区政の各方面にわたりまして御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、既に御承知のことと存じますが、本年10月1日現在をもって国勢調査が実施されます。国勢調査は、我が国の最も大規模な統計調査で、大正9年以来5年ごとに実施されており、今回で22回目に当たります。この調査結果は、国や地方公共団体の重要な基礎資料として広く活用されています。

### 《調査員の主な仕事》

任命期間：令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ① 9月上旬～9月中旬       | 調査員事務説明会への出席 ※区役所から指定された日                |
| ② 説明会后～9月19日(金)   | 調査区域の世帯の居住状況確認                           |
| ③ 9月20日(土)～30日(火) | インターネット回答用ID及び調査票の配布                     |
| ④ 10月1日(水)～3日(金)  | 『回答確認リーフレット』の配布                          |
| ⑤ 10月1日(水)～8日(水)  | 調査票の回収 ※調査員提出を約束した世帯のみ                   |
| ⑥ 10月中旬～下旬        | 調査書類の区役所提出及び調査票未提出世帯への督促<br>※区役所から指定された日 |

### 《インターネット回答用ID及び調査票の配布について》

令和2年国勢調査では新型コロナウイルス感染拡大防止として、例外的に非接触型の調査方法を採用していましたが、令和7年調査では従来の調査方法（※）にすることが総務省から示されています。対面による調査書類の配布が原則となりますが、世帯に説明することが困難と見込まれる場合は、外観やマンションの管理員に確認するなどして居住確認を行えた時点で調査書類を郵便受けなどに入れて配布することができます。

※平成27年以前の調査方法：不在世帯があった場合、日・時を変えるなどして少なくとも3回訪問し、それでも世帯と面接することが困難と見込まれる場合は調査書類を郵便受けに入れて配布

### 《調査員の就任要件》①～⑤にすべてに当てはまる方

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方
- ②原則として20歳以上の方（令和7年9月1日時点）
- ③秘密の保護に信頼をおける方
- ④選挙・警察に直接関係のない方
- ⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

その他詳細につきましては、調査員事務説明会の折にお伝えすることになりますが、国勢調査の重要性を御理解いただきまして、是非とも調査員に御就任くださるようお願いいたします。

御承諾いただけましたら、『令和7年国勢調査 調査員就任承諾書』に御記入のうえ、自治会・町内会長にお渡しくださいますようお願いいたします。

なお、就任承諾書で収集する氏名、電話番号等の個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただき、国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません。

令和7年3月

問合せ先 都筑区役所総務課統計選挙係 電話948-2215

## 令和7年国勢調査 調査員就任承諾書 (案)

令和7年国勢調査員の就任を承諾します。

また、下記『調査員の就任要件』をすべて満たしていることを確認しました。

令和7年 月 日

ふりがな			性 別
氏 名			男・女
住 所	横浜市都筑区		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 ( 歳)		
連絡先 <small>※FAX、携帯電話等をお持ちの方は、差し支えなければ番号を御記入ください。</small>	電話 (自宅)	—	—
	※FAX	—	—
	※携帯	—	—
自治会・町内会名			
担当する調査区番号			
国勢調査員経験の有無	有 ( 回) ・ 無		

(注) 就任承諾書に記入いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の規定に従い適正に管理し、調査員事務説明会の開催通知の発送や調査用品の配送、報酬支払い・源泉徴収票作成事務等に使用させていただきます。国勢調査にかかる業務以外の目的には使用しません

### <国勢調査に関する調査員事務説明会について>

9月上～中旬に御出席いただく調査員事務説明会について、御都合のよい時間帯を○で囲んでください。

平日昼間	・	平日夜間	・	土曜日や日曜日
------	---	------	---	---------

調査員事務説明会の日程が決まりましたら御通知いたしますが、御希望には添えない場合がありますので御容赦ください。

### <横浜市職員 (再任用職員及び会計年度任用職員を含む) として従事している方へ>

従事している「所属」を以下に御記入ください。

別途、兼職手続について御連絡いたします。

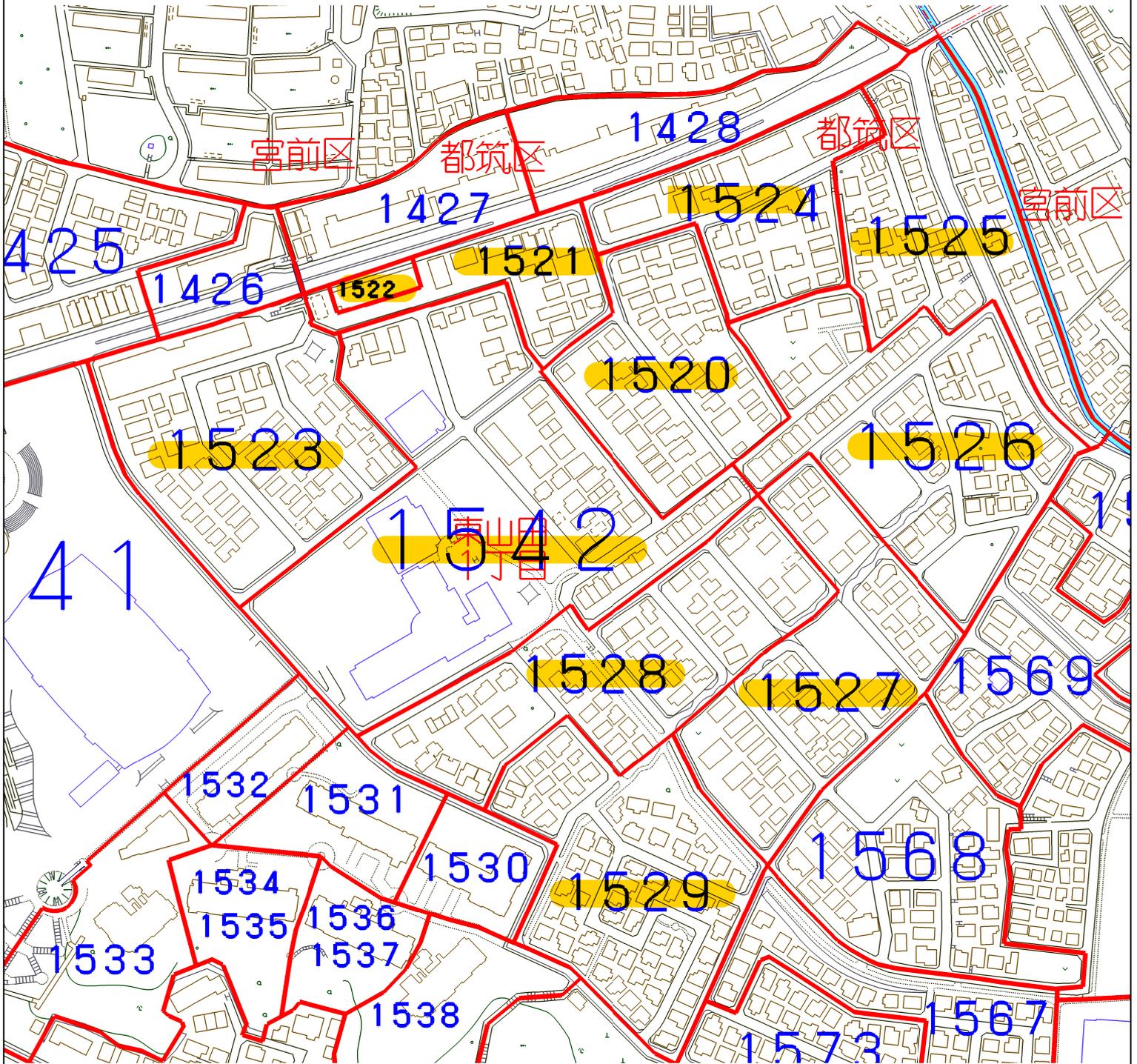
所 属	局・区	課
-----	-----	---

#### <<調査員の就任要件>>

- ①責任を持って御自身で調査員の事務を遂行できる方、②原則20歳以上の方 (令和7年9月1日時点)、  
③秘密の保護に信頼をおける方、④選挙・警察に直接関係のない方、⑤暴力団員その他の反社会勢力に該当しない方

1 東山田町内会

《地図の例》



## GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前シンポジウムの実施について【情報提供】

### 1 趣旨

開催 2 年前（3 月 19 日）を迎えるにあたり、GREEN×EXPO 2027 の意義を市民の皆様にご理解いただくため、シンポジウムを実施します。気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。是非ご参加ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 開催概要

#### (1) 日時

令和 7 年 3 月 9 日（日）15 時から 17 時まで（14 時半 開場予定）※参加費は無料です。

#### (2) 会場

関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

#### (3) 内容

##### ア テーマ

GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

##### イ 登壇者（敬称略）

##### (ア) 開会挨拶

山中 竹春 横浜市長

##### (イ) 基調講演

吉高 まり （公社）2027 年国際園芸博覧会協会 理事

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（株）フェロー（サステナビリティ）

##### (ウ) パネルディスカッション

##### ・コーディネーター

吉高 まり

##### ・パネリスト（順不同）

江守 正多 東京大学未来ビジョン研究センター 教授

佐藤 留美 特定非営利活動法人 NPO birth 事務局長

五十嵐 康之 横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 担当理事

### 4 申込方法

ウェブページ（市電子申請・届出システム）または FAX によりお申し込みいただけます。

申込期間：2 月 12 日から 3 月 7 日 17 時まで

お申し込みは  
こちらから→



脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担 当：佐藤、長門、晴山  
連絡先：Tel 671-4627  
メール：da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

\\ 2 YEARS TO GO //

# GREEN×EXPO 2027 開催2年前シンポジウム



GREEN×EXPO 2027  
公式マスコットキャラクター  
トウクトウク

GREEN  
×  
EXPO  
2027  
YOKOHAMA JAPAN

©Expo 2027

## GREEN×EXPO から変わる ～環境と共に生きるということ～

気候変動など地球規模の課題に対して GREEN×EXPO が果たす役割や、環境と共生し、自然・人・社会がともに持続するための方策などについて議論します。

日時: 2025年(令和7年) **3月9日(日)** 15:00～17:00 (開場 14:30)  
横浜市長挨拶 / 基調講演 / パネルディスカッション

会場: 関東学院大学 テンネー記念ホール 横浜市中区万代町 1-1-1

JR 京浜東北・根岸線 関内駅南出口より徒歩2分 / 横浜市営地下鉄ブルーライン 関内駅 1 番出口より徒歩4分

定員  
**500名**  
参加費無料  
事前申込

### 基調講演

吉高まり氏

### パネルディスカッション

吉高まり氏  
江守正多氏  
佐藤留美氏  
五十嵐康之  
(順不同)



[詳細はこちら]



講演・コーディネーター  
吉高まり氏  
公益社団法人  
2027年国際園芸博覧会協会  
理事  
三菱UFJリサーチ&  
コンサルティング株式会社  
フェロー(サステナビリティ)



パネリスト  
江守正多氏  
東京大学  
未来ビジョン研究センター  
教授



パネリスト  
佐藤留美氏  
特定非営利活動法人  
NPO birth  
事務局長



パネリスト  
五十嵐康之  
横浜市 脱炭素・  
GREEN×EXPO 推進局  
担当理事

### 応募方法

#### 1: web で申し込み



左記の二次元コードを  
読み取り、専用サイトから  
申し込みください。

#### 2: FAX で申し込み 045-212-1223

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、  
「3月9日シンポジウム申込」とご記入の上、送信ください。

#### 申込締切 3月7日(金)17:00まで

※手話・筆記通訳をご希望の方は2月28日(金)までにお申し込みください。  
※申込者多数により参加不可の場合は3月8日(土)までに連絡します。

※参加証はございません。 ※申し込みにあたっていただいた情報は、シンポジウム申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

主催:横浜市

共催:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

お問い合わせ:脱炭素・GREEN×EXPO推進局GREEN×EXPO推進課

Tel:045-671-4627

### GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会  
テーマ: 幸せを創る明日の風景  
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)  
開催期間: 2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)  
クラス: A1(最上位クラス、AIPH承認・BIE認定)

自治会・町内会長 様

横浜市都筑区長 佐々田 賢一  
横浜市政策経営局長 松浦 淳  
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 7 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 7 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 7 年 5 月、8 月、12 月 令和 8 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 8 年 1 月号は、令和 7 年 12 月 29 日までにお届けします。）

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に 2 回（令和 7 年 11

月と令和8年3月) お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

都筑区区政推進課広報相談係 Tel948-2223 FAX948-2222

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、都筑区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和7年度も、紙面にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

担当：都筑区区政推進課広報相談係

Tel948-2223 FAX948-2228

政策経営局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

## 自治会町内会向けデジタルツール紹介冊子の配付について【情報提供】

### 1 趣旨

市内の自治会町内会が、それぞれの状況に合わせてデジタル化を進め、情報共有や運営の効率化が図れるよう、市と連携協定を締結した事業者等が提供するデジタルツール（アプリ、サービスなど）を紹介する冊子を作成しました。

自治会町内会での検討にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、冊子を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲冊子イメージ

### 3 紹介冊子の概要

#### (1) 内容

自治会町内会の運営上の悩みとその解決手法、デジタルツールの紹介、導入事例

#### (2) 活用方法

回覧板が回り終わるまでに時間がかかる、会費を集めるのが大変、といった運営上の悩みを解決するデジタルツールを複数紹介。必要な情報を集約していますので、自治会町内会の実情に応じた検討にご活用いただけます。

#### (3) 市民局 Web ページでも、ダウンロード可能です

横浜市 自治会町内会 DX

検索



▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

### 参考 連携事業者について

令和6年8月に、「自治会町内会 DX に関する提案」募集を行い、応募のあった事業者・団体15者と連携協定を締結しました（現在も事業者募集を継続実施中）。

事業者の提供するサービスによっては、この協定により、利用料金を特別価格にて提供しているところもあります。詳細は、事業者へお問合せください（問合せ先は、市民局 Web ページに掲載）。

裏面あり

連携事業者一覧（令和7年2月12日現在）

No	事業者・団体名	自治会町内会向けツール・サービス
1	株式会社タウンニュース社	ホームページ作成支援
2	アニバーサリーコンシェル株式会社	自治会町内会向けスマートフォンアプリ
3	小田急電鉄株式会社	
4	株式会社シーピーユー	
5	大東建託株式会社	
6	株式会社フィールド	
7	株式会社ワンベルウッズ	
8	三愛電子工業株式会社横浜技術センター	高齢者向け情報受信端末
9	PayPay株式会社	会費等のキャッシュレス決済
10	株式会社ブループリント・システムズ	自治会町内会館の鍵貸出リモート管理
11	株式会社ネオジャパン	スケジュール共有ツールなどアプリ ケーション提案
12	株式会社アイティサーフ	デジタルツール活用アドバイス等の コンサルティング
13	特定非営利活動法人ILove つづき	
14	特定非営利活動法人まちづくり エージェント SIDE BEACH CITY.	
15	<small>ウーマンネット</small> WOMANET 株式会社	

市民局地域支援部地域活動推進課  
 担当 松永、石栗  
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

## 令和 7 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

### 1 趣旨

令和 7 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれています。

令和 7 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 7 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

### 3 新設・拡充等される補助金（別紙一覧参照）

#### (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】

地域の防犯力向上に向けた公益的な取組について、緊急的に補助します。（資料 1 参照）

#### (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

地域防犯カメラ 1 台あたりの補助上限額を引き上げます。

#### (3) 地域活動推進費補助金【拡充】

自治会町内会に交付する補助金の補助上限額を引き上げます。

#### (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】

令和 6 年 3 月から実施した補助制度を令和 7 年度も実施します。（資料 2 参照）

### 4 添付資料

別紙 令和 7 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

資料 1 地域の防犯力向上緊急補助金について

資料 2 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

### 5 備考

令和 7 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

#### 【各制度所管担当】

(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 電話 045-671-3709 佐々木、蔦井 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール： <a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a>	(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電 話：045-671-2317 メール： <a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a>
--	--

## 市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。補助率9/10、 <u>上限20万円</u> ※資料1参照	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （4月以降事務委託事業者へ。それまでは市民局地域防犯支援課、区地域振興課）
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率9/10、 <u>上限21万→28万円</u>	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
上限額引き上げ （単位自治会町内会への補助のみ） 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。 <u>上限額700円→900円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり ※資料2参照	4～9月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯設置維持管理事業：自治会町内会等の申請により300灯（電柱共架型）の新設

（申請時期：4～5月末、窓口・問合せ先：区地域振興課、3月に案内）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

# 横浜市 地域の防犯力向上緊急補助金 制度概要

## 1 目的

いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生し、市民の不安が高まる中、自助・共助・公助を組み合わせ、社会全体での防犯対策の強化が求められています。

ついては、地域住民が安心して暮らせるよう、自治会町内会の地域防犯対策への緊急支援を行い、住民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を高めることで、安全安心なまちづくりの推進を図ります。

こうした取り組みを通じ、地域コミュニティの活性化に繋がっていきます。

## 2 緊急対策事業の趣旨

本事業は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、当該交付金メニューのひとつとして実施するものです。

交付金活用の基本的な考え方として、「地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能」と示されたことから、令和7年度は、既存の本市地域活動推進費補助金事業の一部を拡充する形で、緊急的な補助金交付を実施するものです。

## 3 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

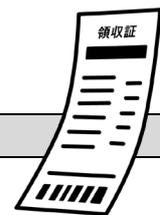
## 4 補助要件

- (1) 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの
- (2) 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの
- (3) 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付のあるもの
- (4) 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの

## 5 補助率、補助上限額等

- (1) 補助率 10分の9
- (2) 補助上限額 20万円 ※補助対象事業（取組）合算での上限額（千円未満切り捨て）

◆1団体につき、申請は1回です。

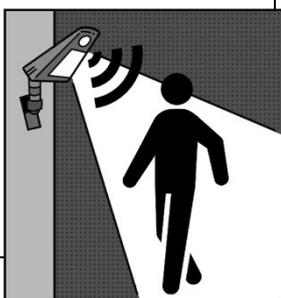


## 6 補助対象事業

自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組

(例)

補助対象事業（取組）の例	補助対象事業（取組）の具体例
①防犯パトロールの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色回転灯等装備車（青パト）にかかる費用</li> <li>地域防犯パトロール活動に必要な物品（防犯ベスト、誘導灯等）の購入</li> </ul>
②防犯啓発グッズの作成・購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯啓発用のぼり旗の購入</li> <li>各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入</li> <li>防犯啓発チラシの作成</li> </ul>
③センサーライト等の灯りの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費</li> </ul> <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
④その他防犯設備機器の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラ等の防犯設備機器の整備</li> <li>整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備（交換）する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費</li> </ul> <p>（自治会町内会管理である旨明示すること）</p>
⑤防犯講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民を対象とする特殊詐欺防止対策や強盗・空き巣対策等に係る啓発を行う講座、研修会、相談会への講師費用</li> <li>講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用</li> <li>講座当日に配布する冊子やサンプル物品（防犯フィルム、防犯ブザー等）の購入</li> </ul>
⑥その他、上記に該当しない防犯に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>迷惑電話防止装置を見守りの必要な方に貸与</li> <li>見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定</li> </ul>



## 7 補助対象外事業

- 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみ防犯対策に留まるもの
- 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

## 8 補助対象外経費

補助対象の事業であっても、次の経費は対象外とします。

- (1) 各種保証・保険料、振込手数料
- (2) 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- (4) ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- (5) 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- (6) 飲食等に要する費用
- (7) 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- (8) 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- (9) 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

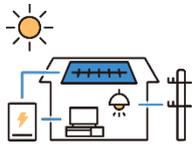
## 9 手続の流れ（下線部：申請団体が実施）

- (1) 団体内の意思決定
- (2) 事業（取組）の実施、支払い等：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (3) 交付申請兼実績報告の提出：令和7年4月1日（火）～10月31日（金）
- (4) 交付決定兼交付額確定の通知
- (5) 補助金請求書の提出：令和7年12月26日（金）まで
- (6) 補助金の振込

## 10 よくある質問

	質 問	回 答
(1)	不明点はどこに問合せればよいか	今回お示しした内容より詳しいことは、未定の部分が多くありお応えできかねますので、しばらくお待ちください。 3月12日開催の市連会定例会で詳しくお知らせし、同日ホームページにも掲載します。あわせて、4月1日以降のお問合せ・受付窓口（事務を委託する事業者）についても、電話番号、電子メールアドレスのほか、申請書類の郵送先住所（市内郵便局私書箱宛ての予定）をご案内します。
(2)	申請の提出方法は	4月1日から受付窓口（委託事業者）にて、郵送又は電子メールでの受付を開始します。持参による提出を特に希望する場合は、区地域振興課にお預けください。

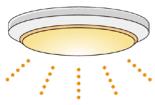
(3)	領収書の写しの添付は省略できるのか	国の交付金を利用し実施することもあり、省略はできません。令和7年4月1日から10月31日までの日付で発行された領収書（団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの）の写しの添付がなければ補助金の交付はできませんので、必ず領収書を手配してください。
(4)	防犯カメラの設置に使えるのか	利用できます。『地域防犯カメラ設置補助金』では補助対象外となる、自治会町内会がマンション敷地内の共用部分を撮影する防犯カメラの整備などにも利用できます。なお、防犯カメラを設置する際には「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の規定に沿った運用が必要です。
(5)	自治会町内会が維持管理する地域防犯灯の整備に使えるのか	利用できます。灯具の購入費、独立柱を建てる等の付帯設備の設置費を含む工事費だけでなく、同所に整備する場合の既存設備の処分等に関する費用も経費も対象となります（撤去のみの実施には使えません）。なお、街路灯に用いる蛍光灯は、令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されますので、この機会に、所有する地域防犯灯を蛍光灯からLEDに交換することを御検討ください。
(6)	お金を立替えて取組を実施した後に申請するのか	お見込みのとおりです。地域の皆様にとって必要な防犯対策を速やかに行っていただけるように、清算払いによる事業実施後に、補助申請と同時に実績報告をいただく制度としました。
(7)	実施後に「この取組は交付対象外」と言われては困る	地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組について、広く補助の対象としています。補助対象の取組の具体例（上記6）を参考としていただきながら、地域で必要な防犯対策の検討を進めてください。 ※補助対象外経費（上記7・8）にもご注意ください。
(8)	予算が不足することはないのか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの自治会町内会等からのご申請にお応えできるよう十分な予算案としております。 是非、自治会町内会内で情報共有いただき、ご検討を始めてください。
(9)	令和8年度以降も続く制度か	いわゆる「闇バイト」による凶悪事件等が広域に発生する中で、市民の皆様等からの不安の高まりのお声を受け、令和7年度は、国の重点支援地方交付金を利用して緊急的に実施するものです。



# 令和7年度も、自治会館等への

4月1日～  
申請開始

## 省エネ設備の導入補助 実施予定

■対象製品		
LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 補助上限額 <b>60万円</b> 省エネ性能 ★★★★★4.0 ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品 電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)	 補助上限額 <b>130万円</b> 家庭用 省エネ性能 ★★★★★2.4 統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4 以上 業務用 トップランナー基準達成製品	 断熱窓  太陽光 発電設備  蓄電池 補助上限額 合算で <b>200万円</b> いずれかの実施でも申請ができます。
■対象団体		
会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会 ※6年度同様に、会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点 としている町内会等も補助対象とします。		
Q:6年度、この補助金を利用してエアコンを導入したが、7年度、別の場所のエアコン や断熱窓の補助金利用はできるのか？		
A:ご利用いただけます。		

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

手続きの詳細は、3月の市連会・区連会でお知らせし、3月12日頃ホームページに掲載予定です

### [参考] 6年度補助制度の内容



←市 WEB  
6年度補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



担 当:市民局地域活動推進課

連絡先:045-671-2317

sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

## 令和 7 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

### 1 趣旨

令和 7 年 7 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

また、本年は 3 年に 1 度の一斉改選を行う年であり、12 月 1 日付の一斉改選に関する候補者の推薦依頼については、5 月にあらためてご依頼いたします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いします。

### 3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会		地区連合町内会	
推薦の対象	民生委員・児童委員		主任児童委員	
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。		・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。		・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	
推薦準備会の開催時期	欠員補充・増員	一斉改選	欠員補充・増員	一斉改選
	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月	令和 7 年 3 月～4 月	令和 7 年 6 月～8 月
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。			

＜裏面あり＞

#### 4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料3「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表\*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

#### 5 添付資料

- 資料1 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料3 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 参考 令和7年12月一斉改選における民生委員・児童委員の年齢要件の特例について

担 当：健康福祉局地域支援課 村山  
電 話：045-671-4046  
F A X：045-664-3622  
メー ル：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

## 令和 7 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…令和 7 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選  任期…令和 7 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	市連会協力依頼 区連会協力依頼
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 7 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		市推薦会、市審査会開催
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 7 年 1 2 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約 4,000 人の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約 500 人の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いしています。

### 【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

**年間 70,200 円**

---

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

### 【会費の負担】

**年間 8,500 円（令和6年度の場合）**

---

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和7(2025)年 4月1日		
③居住要件	<p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p><b>3年</b> 令和7年(2025)年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

**開催までの準備**

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

**開催**

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

**候補者の内申**

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

## 民生委員・児童委員の年齢要件の特例について (令和7年12月1日付一斉改選以降)

担い手確保が課題となっている中で、ご本人に意欲があり、自治会町内会長等の同意もあるなど、条件を満たす方には、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、次期（令和7年12月）一斉改選では、下記の通り民生委員・児童委員の年齢要件について、特例を設けることとします。

なお、年齢要件の特例は、本来の資格要件を満たす候補者の推薦が難しい場合、かつ、条件を全て満たす場合における、あくまでも「特例」です。

「特例」であることを十分にご認識いただき、やむを得ず特例で推薦する際は、継続して適任者を探して下さるようお願いいたします。

現行	変更後
<p>◆新任 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者</p>	<p>◆新任（変更なし） 68歳までの者。ただし、選出が困難な場合に限り、74歳までの者とすることができる。</p> <p>◆再任 74歳までの者。<u>ただし、選出が困難な場合は1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の者とすることができる。（条件あり）</u></p> <p><u>【条件】</u> 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。</p> <p>①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある</p> <p><u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

なお、主任児童委員の年齢要件については変更ありません。

**年齢要件の特例は、再任の方に限った特例であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある一斉改選のみの運用です。**

したがいまして、今回ご依頼しております令和7年7月の欠員補充は、現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

また、特例による再任の場合、推薦事務の改善における「地区推薦準備会の省略可能」には該当しません。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策の取組状況について【報告】

1 趣旨

令和 7 年 12 月の一斉改選に向けた民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、課題や具体的な取組を一覧にまとめた「ツリー図」（令和 6 年 2 月ご説明）に基づいて、検討や取組を進めています。一斉改選を目前に控え、現時点の取組状況をご報告します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 報告事項

負担軽減や活動支援策のうち、主な取組をご報告します。

※詳細は「別紙 1」をご覧ください。

課題	取組の方向性	取組状況
負担軽減 活動支援	業務量を軽減する取組	<u>生活福祉資金借入申込に必要な調査書の作成を、「原則」民生委員に要請しない運用に見直し。</u> (R7.1~)
	就労等により時間に制約がある方でも活動がしやすくなるための取組	活動報告書（これまで紙提出のみ）の電子申請システムでの提出を開始（モデル地区）。希望地区に展開予定。 定例会資料のホームページ掲載を開始（一部の区。欠席者への資料配布作業等を軽減。）。
	未経験の方でも安心して活動が始められるための取組	<u>前任者が経験を活かして、新任委員を一定期間サポートする仕組みの導入（R7.12~予定）。</u>
人材確保	自治会町内会が候補者を推薦しやすくするための取組	一斉改選に向けて、民生委員・児童委員をやってみませんか？と地域でお声がけいただく際のチラシを作成中。
推薦事務の改善		候補者が再任（年齢要件の特例による再任は除く）のみの地区推薦準備会は省略可に見直し。推薦手続き書類の簡素化も検討中。

担 当：健康福祉局地域支援課 村山  
電 話：045-671-4046  
F A X：045-664-3622  
メ ール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<p><b>負担軽減・活動支援</b></p> <p><b>業務量の軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な役割</li> <li>・会議や研修の多さ</li> <li>・調査書や報告書作成</li> <li>・担当世帯数の多さ</li> </ul> <p><b>負担感の軽減</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動への周囲の理解</li> <li>・福祉制度の理解</li> <li>・仕事との両立</li> <li>・相談先がない</li> <li>・委員同士の情報交換や交流の場がない</li> </ul>	<p><b>業務の見直し・効率化</b></p>	<p>・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化</p>	<p>報告事務等の簡素化・効率化の検討</p>	R7	1	R8からの簡素化に向け、一部の地区で負担軽減のための取組を試行実施
		<p>・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討</p>	<p>国・社協への要望 (例：活動報告書、事業計画書の簡略化等)</p>	R6	2	生活福祉資金の貸し付けにかかる調査書の作成について、国・県社協が「原則」作成を要請しない運用に見直し (R7.1~)
		<p>・報告書類のデジタル化 (アプリ化)</p>	<p>モデル地区での活動報告書のデジタル化 (電子申請) の実証、全区展開</p>	R7	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区で月報版の入力フォームを作成して運用中</li> <li>・日報版の入力フォームや集計用ツールを作成し、R7.12以降、導入を希望する地区に展開</li> </ul>
		<p>・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化</p>	<p>モデル地区で導入、全区展開</p>	R7	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定</li> <li>・一部の区で定例会資料を区のHPに掲載する運用を開始</li> </ul>
	<p><b>補助人員を導入する</b></p>	<p>・協力員やサポーター制度の導入の検討</p>	<p>協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入</p>	R7	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R7.12一斉改選に向け、協力員 (仮称)、バトンタッチサポーター (仮称) についての意見照会を実施</li> <li>・新任委員に対して前任者の経験を活かしたサポートをする仕組みの導入を予定</li> <li>・協力員制度については引き続き検討</li> </ul>
		<p>・出席会議の整理</p>	<p>出席会議や各種依頼業務量の照会および削減</p>	R6	6	一部の区で、行政から出席を依頼する会議について、出席廃止を含む見直し・整理を実施 (R7~)
	<p><b>活動のサポート強化</b></p>	<p>・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施</p>	R7	7	市民児協HPで、先輩委員に聞く民生委員の魅力、先輩委員の本音トーク！、地域ケアプラザを紹介する「ミニ研修動画」を公開し、今後も拡充予定
		<p>・夜間休日のサポート方法の検討</p>	<p>区役所閉庁時における相談先の案内 (ホームページ掲載など) や事例集の充実の検討</p>	今後取組予定	8	一斉改選に向けて、「民生委員・児童委員、主任児童委員の手引」、「活動ガイドライン」の改訂及びホームページ掲載を検討中
	<p><b>地区民児協の運営支援</b></p>	<p>・委員同士の交流や情報交換の機会の検討</p> <p>・地区会長研修等の充実</p>	<p>民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実</p>	R7	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R7の地区会長研修に意見交換、グループワークを導入予定</li> <li>・一部の区で、活動に必要な情報を区職員が紹介する「民生委員向けの出前講座」を実施予定</li> </ul>
		<p>・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討</p>	<p>個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討</p>	今後取組予定	10	検討中
	<p><b>地域との連携によるサポート強化</b></p>	<p>・地域全体での見守り推進 (隣近所、組長や班長との連携、情報共有) の検討</p>	<p>モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開</p>	R7	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル地区で「向こう三軒両隣」で協力し、民生委員だけに頼らないゆるやかな見守りの実施に向けて検討中</li> </ul>
		<p>・活動費の増額</p>	<p>活動費の増額に向けた予算計上 R5 : 64,200円 ⇒ R6 : 70,200円</p>	R6	12	実施済
	<p><b>活動費等の見直し</b></p>	<p>・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討</p>	<p>会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討</p>	今後取組予定	13	検討中
		<p><b>活動と生活の明確な線引き</b></p>	<p>・民生委員の活動に関する広報の検討</p>	<p>早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実</p>	R6	14
	<p>・通信手段の検討</p>		<p>業務用携帯電話の導入などの検討</p>	今後取組予定	15	検討中

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	具体的な取組 (太枠網掛けは重点的に取り組むもの)	実施予定年度 (※)	No.	取組状況 (R7.2現在)
<b>人材確保</b> <b>広報の強化</b> ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	<b>「民生委員は大変」というイメージの払拭</b>	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6	16 ・広く民生委員を知ってもらう市民向けのチラシを18区共通ひな型として作成 (一部の区で配付開始済み)。今後、各区でも活用予定 ・一斉改選に向けて、推薦していただく自治会町内会向けのチラシを18区共通ひな型として作成中
	<b>地域住民との共通理解</b>	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6	
<b>人材確保</b> ・高齢化などで担い手が見つからない	<b>担い手確保の仕組みづくり</b>	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定	18 検討中
<b>推薦事務の改善</b> <b>推薦の負担軽減</b> ・再任者も新任者と同様の書類作成が必要	<b>手続きの簡素化</b>	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選	19 R7一斉改選に向けて要綱改正作業中 20 同上
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選	
	<b>推薦要件緩和</b>	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定	21 「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」(国)で、居住要件の緩和について議論されたが、困難等の意見が出され、「一定の要件を満たす場合に、現職の民生委員が市外に転出後も引き続き活動することを令和7年中に可能とする」という対応方針が示されている

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

一緒にフレイル予防に取り組みましょう！  
～保健活動推進員も学んでいます！～

# フレイル予防 でいつまでも元気!!

フレイルとは「健康」と「要介護状態」の中間の状態です。体と心の機能の低下に早く気づいて、フレイル予防に取り組みましょう！

**ぜんぶ大事! フレイル予防 4つの柱**

**運動**  
日頃から散歩やウォーキング、体操など適度な運動を取り入れましょう。  
今週紹介

**口腔**  
毎日の歯みがきや定期的な歯科受診、口腔体操でお口の健康を保ちましょう。  
今週紹介

**栄養**  
1日3食、バランスの良い食事を毎日しっかり、規則正しく摂りましょう。  
今週紹介

**社会参加**  
外出・交流・地域活動の参加を通して、人とのつながりを大切にしましょう。

## 運動 フレイル予防に有効な体操(ハマトレ)の一部をご紹介します。

**手開き**  
手の上げ下げ4回。  
親指を上にして肩の高さまでゆっくり上げる

**脚開き**  
左右各4回。  
やや斜め後ろにゆっくり上げます

**ヒップウォーク**  
足を一步前に出し、両足を曲げて腰を下ろします。左右交互に足を出し4歩進みます。  
前に出した足で体重を支えながら腰を下ろします

**ダイナミックフラミンゴ**  
左右それぞれ20カウント。  
視線を前に 床から5cm位上げる

ハマトレ(体験版)動画はこちら



## 栄養 フレイル予防に効果的な簡単レシピを紹介します!

筋肉をつくるたんぱく質をちょい足しできるレシピ

### 小松菜とツナ缶のトースト

**【材料】(2人分)**  
食パン(6枚切) ..... 2枚  
マヨネーズ ..... 大さじ2  
小松菜 ..... 1株  
スライスチーズ ..... 1枚  
ツナ ..... 1/2缶

**【作り方】**  
① 小松菜を洗って2cm位の長さに切り、水気を切る。  
② ツナと①をマヨネーズで和える。  
③ 食パンに2のをせ、小さく切ったスライスチーズをかけてオーブントースターで焼く。



**レシピポイント**  
トッピングにツナとチーズを加えることでたんぱく質が増やせます。小松菜をプラスしてビタミンAと食物繊維も一緒に摂りましょう。このレシピで成人に必要な一日のたんぱく質の約2割を摂ることができます。

都筑区食生活等改善推進員(愛称 都筑区ヘルスマイト)  
ヘルスマイトとは食を通して健康づくりを地域に普及する活動を行っているボランティア団体です。



フレイル予防にたんぱく質アップ!

保健活動推進員としての活躍に対し、次の方が表彰を受けました(敬称略)

令和6年度 横浜市社会福祉・保健医療功労者市長表彰 小泉 巨奈(東山田) ~おめでとうございます~



# 都筑区 保健活動推進員だより

都筑区制30周年記念

## フレイル予防・健康づくり講演会を開催しました!

令和6年12月9日に都筑公会堂にて開催されました。ポールウォーキング開発者のすぎうらしんろう 杉浦伸郎先生による楽しくわかりやすいご講演と、同時に開催した健康チェックやレシピ紹介を通じて、ご来場のみなさんに日々の運動や食事の工夫が健康長寿につながることを知っていただくことができました。



### 保健活動推進員とは?

保健活動推進員は、地域の健康づくりのサポーター役として市長から委嘱されます。自らの健康づくりを実践するとともに地域の皆さんの健康づくりを応援しています。みどり色のベストが目印です!

都筑区保健活動推進員会は令和6年に発足30周年を迎えました!



### 区全体の活動

区民まつり(令和6年11月3日)  
血管年齢測定、握力測定、健康スタンプラリーを実施しました。今年も大人気!大盛況!



身近な地区でも活動中 詳しくは中面へ!



ニュースレター  
**News letter vol.05**



## 若い世代を取り込む自治会運営のアイデアを習得！ 集合コンサルティングを実施しました。

全国 1,000 か所を超える自治会の活性化を支援してきた講師による、誰もが参加しやすい開かれた自治会運営や活動ノウハウを学ぶ3回連続講座の様子をお伝えします。

### アドバイザー派遣 すみれが丘町内会の取組をレポート

役員有志による「DX 推進プロジェクト」を立ち上げ、業務の負担軽減・効率化と会員の便益向上をテーマとしたデジタル活用で、課題解決に取り組む町内会の事例を紹介します。



詳しくは中面をご確認下さい！



レポート

# 集合コンサルティング

今年度のメインテーマは「すぐ使える!新たな担い手を取り込む自治会運営術」。

地域社会やライフスタイルが変化し、今や担い手不足は自治会共通の課題となる中で「誰もが参加しやすい自治会運営について考えたい」という思いを持つ33名が参加しました。

講師は地域コミュニティや自治会の活性化支援に長年携わってきた株式会社KITABA 代表取締役 酒本宏さん。

3回連続講座の第1回のテーマは「持続可能な自治会町内会の実現に向けて」。

自治会を取り巻くコミュニティの現状と自治会の必要性を認識したうえ

で、若い世代が参加したくなる企画やオープンな組織運営の事例紹介、活動の棚卸しとグループでの意見交換を行いました。

第2回は「デジタル活用で自治会活動の効率化を図ろう」。

LINEのグループやオープンチャットを活用した役員の情報共有や負担軽減、SNS・ホームページを利用した情報発信の工夫など、若い人や働く世代に情報を届けるツールとその効果的な活用法を学びました。

第3回は「誰もが参加しやすい自治会町内会を目指そう」。

住民ニーズを把握するためのアンケートを実施し、そこから担い手発掘につなげる方法や、活動の紹介パン

フレットや役員等のお仕事マニュアルなど、活動を見える化するためのツール作成のノウハウを伝授。誰もが参加しやすい開かれた運営方法についてワークショップで理解を深めました。自治会の必要性を感じてもらうことからスタートした本講座では、住民ニーズに合わせた活動内容の見直し、オープンな組織運営、デジタル化による負担軽減や情報発信が、若者の参加促進につながることを学びました。回を重ねるごとに活発な意見交換が行われ、参加者同士の交流が深まる学び合いの場となりました。この機会をきっかけとして、各自が自治会に戻り、それぞれの地域の活性化につなげていくことが期待されます。

## 受講者のコメント

- これから自分たちがやっていくべき事がわかった。
- 全国の自治会の事例を知ることができて大変参考になった。
- 自治会活動への新たな視点での取り組み方や工夫の説明が論理的で分かりやすかった。
- 問題意識が明確になった。今後の取り組み方のストーリーを構築する手助けとなった。

### 『すぐ使える!新たな担い手を取り込む自治会運営術』概要

- 第1回 持続可能な自治会町内会の実現に向けて
- 第2回 デジタル活用で自治会活動の効率化を図ろう
- 第3回 誰もが参加しやすい自治会町内会を目指そう

受講者：19団体(33名)  
 開催場所：都筑区役所6階大会議室  
 講師：酒本宏氏(株式会社KITABA 代表取締役)



都筑スタイル  
ホームページ



## レポート **アドバイザー派遣 すみれが丘町内会**

すみれが丘町内会は、会員数 1,200 世帯を超える区内でも有数の大規模町内会で、早くからデジタル化にも取り組んできました。今年度は、デジタルツールを賢く活用することで『町が「楽しく・明るく・きれいに・好きに」なった!』を目指し、役員有志による「DX 推進プロジェクト」が発足しました。①業務の負担軽減と効率化(内向け)と②会員の便益向上(外向け)の2軸でさらなるデジタル化の必要性和課題を整理した上で、6項目(右図)の検討を開始しました。今回のアドバイザー派遣では、このプロジェクトの進捗に合わせる形で、秋本創

さん(NPO 法人埼玉情報センター事務局次長)による伴走支援がオンライン会議も交えて行われました。様々なツールの中から、適したものを町内会だけで判断することは難しく、専門家のアドバイスが後押しになったり、LINE 公式アカウントと町内会館の活用が相乗効果を生み出すヒントを得たり、参加者同士の意見交換がより活発になる場面もありました。メンバーの情報収集力や分析力を強みとして、各項目で実務課題の解決に向けた提案がまとめられています。今後の発展が期待されるすみれが丘町内会の取組にご注目ください。

### 基本情報

発足：1975年(昭和50年)  
2025年に50周年を迎える  
運営体制：役員 29名 / 組数 75  
役員定例会：月1回  
主な活動：どんど焼き、夏祭り後援(実行委員会が企画・運営)、餅つき、防災訓練、青色防犯パトロール

### デジタル化の取組

2010年 ホームページ開設  
2015年 フェイスブック開設  
2020年 役員会をオンライン開催  
会館に Wi-Fi 設置  
2024年 DX 推進プロジェクト発足  
LINE 公式アカウント開設  
(すみれが丘町内会ホームページより一部抜粋)

### DX 推進プロジェクトの検討項目

- ① 広報手段の多様化
- ② キャッシュレス決済の導入
- ③ 会員名簿管理の合理化
- ④ 防災情報の発信強化
- ⑤ 災害時のネットワーク環境の確保
- ⑥ 町内会館の有効活用

ほかにも多くの自治会町内会でアドバイザー派遣が活用されました!



■茅ヶ崎南第二町内会  
町内会の活性化に向けた活動の見直し



■桜並木町内会  
回覧板のデジタル化



■メゾンふじのき台自治会  
会員増を目指した新たな取組の検討

## デジタル活用事例

### キャッシュレス決済 PayPay の導入(荏田南四丁目自治会)

活動の効率化を目指し、夏祭りの模擬店にキャッシュレス決済「PayPay」を導入しました。

まずは「地域の方が、キャッシュレス決済サービスをどの程度認知しているかを知りたい!」との思いからスタートしたこの取組。

実際に模擬店で利用されたお客様からは「PayPayで支払えて驚いた」との

声がありました。

また販売スタッフもキャッシュレス決済に馴染みがあり、事前の操作説明もスムーズに進行できたとのこと。

自治会長は「イベントへのPayPay導入がゴールではなく、会計処理全体のキャッシュレス化への第一歩とし、自治会業務の簡素化を図っていきたい」と、先を見据えた取組が始まられています。



#### 導入のメリット

- ・釣銭の準備が少なくなった。
- ・現金の受け渡しが減り手間が軽減した。
- ・売上集計しやすい。
- ・リアルタイムで売上が把握できる。

### 若者とのつながり事例 (荏田南五丁目自治会)

若者とのつながりづくりのため、「はあと de ボランティア」事業を活用して、夏祭りの神輿の先導や模擬店手伝いの募集を行っています。一昨年は3名、昨年は6名の参加があり、地域活動に参加する新たなきっかけとして定着しつつあります。さらに昨年3月からは、地域活動の担い手発掘のため、「夏祭りサポーターズ」を募集しました。「お祭り好きな方、サポーターとして活動しませんか?」と呼びかけ、募集対象を「社会人」と「中学生～大学生」に区

分。若い世代には“Next Generation”というネーミングを採用しました。社会人枠には3名が申し込み、夏祭りのサポート後も炊き出し交流会への参加などのつながりが生まれています。若い世代の掘り起こしはこれからですが、次への足掛かりとなりました。

また一昨年より地域の小学生が近隣の老人ホームの「クリスマス歌の集い」に参加する橋渡しを行い、多世代交流を実現しています。



夏休み期間を利用した、小・中・高校生がボランティア活動を体験する事業。日ごろ関わる機会が少ない年代や地域の方々と交流し、体験を通じて新たな気づきを得る場となっています。(本事業は、都筑多文化・青少年交流プラザ(つづきMYプラザ)と都筑区青少年指導員連絡協議会が主催し、都筑区が共催する事業です。)



ホームページ



# Bosch Hall

横浜市都筑区民文化センター

・開館記念事業 ラインナップ・

ゆめのつづき ここで始まる

# GRAND OPEN

2025.3.16 sun

# ボッシュ ホール 2025年3月16日(日) グランドオープン!

「ボッシュ ホール(横浜市都筑区民文化センター)」は305席のホールをはじめ、ギャラリー、リハーサル室、練習室、会議室などを備えた文化施設です。「ボッシュ株式会社」がネーミングライツ・スポンサーとなり、愛称「ボッシュホール(英語名: Bosch Hall)」としてボッシュ・フォーラム・つづき(\*)のエリアに開館します。

\*ボッシュ・フォーラム・つづき(Bosch Forum Tsuzuki、略称:BFT)とは、公民連携プロジェクトの象徴としてボッシュと横浜市が共同で運営するエリアの総称で、地域活性化に関する包括連携協定に基づき命名されました。ボッシュ棟、ボッシュ ホール、全天候型広場(愛称:プラッツ)などで構成され、行政とボッシュの近密な連携を通じて、魅力ある街づくりを支援します。

## 開館を彩るイベントラインナップをご紹介します!



**東亮汰 ヴァイオリン PLUS ハマの JACK オーケストラ** ~都筑区出身、新進気鋭のヴァイオリニストが贈るドイツ音楽の夕べ~

第30回ヨハネス・ブラームス国際コンクール第2位受賞! 注目のヴァイオリニストが、ボッシュ ホールの開幕を祝います!

**3/16(日) 17:00**

ホール

〈演奏曲〉モーツァルト  
ヴァイオリン協奏曲第3番 他

〈出演〉東 亮汰(Vn) /  
ハマのJACK オーケストラ 他

共催:横浜みなとみらいホール(公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団)

全席指定 **3,000円**

発売日 1/6(月) 10:00~

※未就学児入場不可

**都筑 DREAM & Culture FESTIVAL**

今、都筑区を盛り上げる文化団体の祭典!

**3/20(木・祝)**

ホール

①音楽の部 10:00  
②伝統芸能の部 14:00  
③ダンスの部 15:30

全席自由 **無料**

※未就学児入場可

出演団体 大募集! フェスティバルと一緒に盛り上げるステージ出演団体を募集!  
12/16(月)~1/17(金)まで受付。イベント詳細はHPから

ボッシュ ホール 開館を寿ぐ

さんぽそう かぎゅう

**狂言 一三番叟・蝸牛一**

日本の伝統芸能をボッシュ ホールで!

**3/22(土) 14:00**

ホール

〈出演〉  
和泉流 野村万藏家

共催:横浜能楽堂(公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団)

全席指定 **3,000円**

発売日 1/6(月) 10:00~

※未就学児入場不可

劇団かかし座 × ArtstageSAN 合同企画作品

**るる島の秘密**

劇団かかし座と韓国の人形劇団 ArtstageSANが贈る、ハラハラドキドキな冒険譚!

**3/28(金) ①14:30**

ホール

②11:00 ③14:30

全席指定 **1/10(金) 10:00~**

大人 2,500円  
小学生以下 1,500円

※2歳以下の膝上鑑賞は無料

協力:劇団かかし座

ボッシュ ホール 開館記念スペシャル

**つづき ジュニア スtrings コンサート**

都筑区の未来のアーティストが集合!

**3/30(日) 14:00**

ホール

全席自由 **1/10(金) 10:00~**

600円

※未就学児入場可、2歳以下の膝上鑑賞は無料

協力: NPO法人 都筑文化芸術協会

BEBERICA theatre company

あかちゃんとおとなのための舞台芸術

**ベビーシアター「What is Like?」**

あかちゃんと演劇! 親子で楽しむ特別な芸術体験...

**3/22(土) A11:00 B14:00**

**23(日) B11:00 B14:00**

**24(月) A11:00 A14:00**

リハーサル室

各回定員 15組

1組 2,000円 (子ども1人+保護者1人)

子ども/大人 1人追加につき 500円

A: 0歳2か月~1歳6か月 B: 1歳7か月~2歳12か月

発売日 1/10(金) 10:00~

**ココロはずむアート展 Part14**

地域で開催してきた、障害のある方々の作品展! 個性あふれる作家たちとの出会いをお楽しみください。

**3/16(日)~31(月) 10:00~16:00**

16日(日)は13:00~17:00、31日(月)は15:00開場

ギャラリー **入場無料**

共同主催:ココロはずむアート展実行委員会

掲載内容は12月6日時点の情報です。イベントに関する追加情報、内容の変更等はボッシュ ホールHPをご覧ください。チケット販売状況によっては完売、もしくは残席僅少の場合があります。

**ボランティア募集**

開館事業を一緒に盛り上げる、レセプションボランティアを募集します! 指定のホール公演(3/16、22、30公演)のチケットもぎりや、プログラム配布、案内係などを担当いただきます。参加いただいた方は公演本番にご招待! 詳細は左の二次元バーコードからご確認の上、ボッシュ ホールまでお電話ください。

受付期間: 2025年1月15日(水) 10:00~ 定員: 各公演3名(先着順)

2025年3月1日(土)に実施予定のレセプション体験研修にご参加いただく必要がございます。

チケット予約・電話予約

**ボッシュ ホール** TEL 045-530-5084 9:00~16:30  
休館日: 開館までの毎週火曜、12月29日(日)~1月3日(金)

左の二次元バーコードよりアクセスの上、ご購入ください。

【ボッシュ ホール LINEチケットサービスについて】

- ご利用時には、通話アプリ「LINE」へのご登録(お友だち登録)が必要になります。
- お支払いはキャッシュレス決済のみとなります。購入時に所定の手数料がかかります。
- 購入手続き中にブラウザで「戻る」操作をされると予約手続きが中断され、購入できなくなります。



主催: 都筑区、つづきアート&メディアパートナーズ  
お問合せ: ボッシュ ホール Tel: 045-530-5084(9:00~17:00/休館日をのぞく) Fax: 045-530-5087 HP: <https://tsuzuki-wcc.jp/>

〒224-0003 横浜市都筑区中川中央1丁目9番33号  
横浜市営地下鉄「センター北駅」出口1、3から徒歩約5分



# Bosch Hall

横浜市都筑区民文化センター

ゆめのつづき ここで始まる

# GRAND OPEN

2025.3.16 sun

## 開館を彩るイベントラインナップ



完売御礼

### 東亮汰 ヴァイオリン PLUS ハマの JACK オーケストラ

～都筑区出身、新進気鋭のヴァイオリニストが贈るドイツ音楽の夕べ～

3/16 (日) 17:00 開演

会場：ホール 全席指定 3,000 円



完売御礼

ボッシュ ホール 開館を寿ぐ

### 狂言

一三番叟(さんばそう)・蝸牛(かぎゅう)

3/22 (土) 14:00 開演

会場：ホール 全席指定 3,000 円



劇団かかし座 × ArtstageSAN 合同企画作品

### 「るる島の秘密」

3/28 (金) 14:30 開演

3/29 (土) 11:00 開演 / 14:30 開演

会場：ホール

全席指定

大人 2,500 円、小学生以下 1,500 円※ 2歳以下の膝上鑑賞は無料



完売御礼

### つづきジュニアストリングスコンサート

～ボッシュ ホール 開館記念スペシャル～

3/30 (日) 14:00 開演

会場：ホール 全席自由 600 円



BEBERICA theatre company あかちゃんとおとなのための舞台芸術

### ベイビーシアター 「What is Like ?」

3/22 (土) A 11:00 / B 14:00 3/23 (日) B 11:00 / B 14:00

3/24 (月) A 11:00 完売御礼 / A 14:00

※ A: 0歳2か月～1歳6か月、B: 1歳7か月～2歳12か月

会場：リハーサル室

1組(子ども1人+保護者1人)2,000 円

子ども/大人1人追加につき500 円/定員各回15組



### ココロはずむアート展 Part14

3/16 (日) 13:00～17:00

3/17～30 (日) 10:00～16:00

3/31 (月) 10:00～15:00

会場：ギャラリー 入場無料



※その他のイベントについても上記二次元バーコードから情報発信中!

自治会町内会長 各位

都筑区連合町内会自治会  
会長 吉野 富雄

## 「自治会町内会 加入案内チラシテンプレート」のご活用について

向春の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

都筑区連合町内会自治会にて、自治会町内会加入案内チラシのテンプレートを作成しました。都筑区連合町内会自治会のWEB ページにWord形式のデータを掲載いたしましたので、自治会町内会への加入案内をする際に、適宜加工いただきご活用いただきますようお願いいたします。

### 1 掲載場所

都筑区連合町内会自治会 WEB ページ



左記の二次元コード、又は、インターネットで「都筑区連合町内会自治会 加入促進」と検索してください。

### 2 テンプレート 一覧

加入案内対象の方に合わせたデザインをお使いいただけるよう、3パターンのテンプレートを作成いたしました。



担当：都筑区連合町内会自治会事務局  
村尾、藤井、佐野（都筑区役所地域振興課）  
電話：045-948-2231  
FAX：045-948-2239  
E-Mail:tz-kurenkai@city.yokohama.lg.jp

## 新たな図書取次所（愛称：つづきの本ばこ）の開設について（情報共有）

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

横浜市立図書館では、市民のみなさまが身近な場所で図書館サービスを利用できるようにするため、予約した本の受取と返却ができる「図書取次所」を設置しています。現在、駅の近く等、市内4か所にあります。

5か所目として、令和7年3月29日（土）、「三井ショッピングパーク ららぽーと横浜」内に、新たな図書取次所（愛称：つづきの本ばこ）を開設します。お買い物ついでにご利用いただけますので、どうぞお立ち寄りください。

### 1 開設

(1) 運営開始日：令和7年3月29日（土）

※3月29日（土）～31日（月）の運営時間は、午前10時～午後2時です。

(2) オープニングイベント

ア 地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ（ららぽーと横浜2階芝生広場周辺）

3月29日（土）・30日（日）

午前10時30分～、11時30分～、12時30分～（各回20分程度、申込不要）

イ 企画展示「よんでみようこんな本」（図書取次所内）

### 2 概要

(1) 場所：ららぽーと横浜3階 北立体駐車場出入口付近（面積 約120㎡）

(2) 時間：平日 午前10時～午後8時、土日祝休日 午前10時～午後9時

(3) 休所日：年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、ららぽーと横浜の休館日

### 3 愛称決定：「つづきの本ばこ」

令和6年10～11月に愛称投票を行いました。合計3,589票の投票があり、最も得票数の多かった「つづきの本ばこ」に決定しました。御協力ありがとうございました。

### 4 特徴

(1) 子どもが寝ころびながら本を読んだり、読み聞かせができたりするスペースを設置

(2) ららぽーと横浜内にある地域子育て支援拠点や書店と連携した取組を検討

<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 久保寺

電話：262-7334

メール：ky-libkiun@city.yokohama.lg.jp

# ららぽーと横浜に 新たな図書取次所を開設します！ (愛称: つづきの本ばこ)

市立図書館の予約した本の貸出しと返却ができる「図書取次所」を、3月29日(土)に、都筑区にある商業施設「三井ショッピングパークららぽーと横浜」内に開設します。

また、開設を記念して、オープニングイベントと内覧会を開催します。

お買い物ついでにご利用いただけますので、ぜひお越しください！

市内取次初！

### 子どもスペース

子どもが寝ころびながら本を読んだり、靴を脱いで読み聞かせができるスペースがあります。



### 新たな図書取次所のイメージ



1,200冊配架できる規模は  
市内取次初！

### 書架

絵本等の子ども向けの本が充実しています。小説やくらしに役立つ本など、大人向けの本もあります。その場で本を読むだけの利用もできます。

### 展示・イベントスペース

「新しい本との出会い」を楽しめる、本の企画展示や多様なイベントをするスペースがあります。  
(写真は日吉図書館取次所の展示風景)



都筑・緑図書館の司書が毎月テーマを決めて選んだ本等があります。  
4月の展示  
「新しいことを始めよう」

## 【運営開始日・運営時間】

令和7年3月29日(土)午前10時から

※3月29日(土)～31日(月)は午前10時～午後2時

平日：午前10時～午後8時

土日祝：午前10時～午後9時

休所日：年末年始、ららぽーと横浜の休館日

◎4月1日(火)から予約の本の受取場所に指定できます。  
4月1日(火)の午前中を目途に受付開始予定です。

## 【アクセス】

ららぽーと横浜3階 北立体駐車場出入口付近

神奈川県横浜市都筑区池辺町 4035-1

JR横浜線「鴨居」駅より徒歩7分

## 施設全体図



裏面あり



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

## 【愛称】

### つづきの本ばこ

令和6年10月25日から11月18日まで実施した

愛称投票の結果、投票数第1位の「つづきの本ばこ」

に決定しました。

ご協力ありがとうございました。

**つづき**：ららぽーと横浜の場所を表す「都筑」のほか、「本の続き」、「イベントの続きで本を探す」、  
「まちや人に続いていく、この先もつながっていく」という「続き」の意味が込められています。

**本ばこ**：子どものころから、大人になっても、ずっと本を楽しめる場所になるよう、  
わくわくする本のつまった「本ばこ」を使いました。

#### <愛称投票結果>

- ①つづきの本ばこ・・・1,809票
- ②カリテコつづき・・・850票
- ③ブックスポットつづき・・・705票
- ④ほんともつづき・・・225票

## 【図書取次サービスのご案内】

- ・予約した横浜市立図書館の図書の受取と返却ができます。
- ・予約の受取場所に図書取次サービス実施場所を指定するためには、パスワードとメールアドレスの登録が必須です。
- ・図書取次サービス実施場所では、予約の申込みや、図書館カードの新規登録はできません。お近くの市立図書館か移動図書館、もしくはオンラインによる利用者登録をご利用ください。  
(オンライン利用者登録の場合、デジタル図書館カードのみの発行です)

図書取次  
サービスの  
詳細は、  
こちらへ



## オープニングイベントを開催します！

### 絵本の読み聞かせ

#### 「つづきの本ばこ とくべつおはなし会」

都筑図書館で活動している地域のボランティアが、  
絵本の読み聞かせをします。※申込不要

協力：つづきっこ読書応援団、つどおう JiJiBaBa 隊

日時：3月29日(土)、30日(日)

1回目：午前10時30分から午前10時50分まで

2回目：午前11時30分から午前11時50分まで

3回目：午前12時30分から午前12時50分まで

会場：ららぽーと横浜2階 芝生広場周辺

### 企画展示「よんでみようこんな本」

「おひぎにだっこで楽しむ絵本」、  
「よんでみようこんなほん」などの  
図書館おすすめ本リストをもとに、  
乳幼児から小学生向けの本を紹介します。

会場：ららぽーと横浜3階「つづきの本ばこ」

## 内覧会の開催について

取材をご希望の方は、当日、直接「つづきの本ばこ」までお越しください。※申込不要  
「つづきの本ばこ」近隣のゆうぽーと保育園の園児や地域子育て支援拠点を利用する親子が  
遊ぶ様子を撮影できます。※一般の方の参加はできません。

**日時：3月28日(金) 午前10時から午後2時まで**

会場：ららぽーと横浜3階「つづきの本ばこ」

### お問合せ先

教育委員会事務局中央図書館 企画運営課長 小田川 紀可 Tel 045-262-7342



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



## 市民活動情報サイトの運用開始及び団体向けの操作・団体登録説明会について

### 1 趣旨

自治会町内会をはじめとする市民活動団体（※）が行うイベント情報やボランティア募集情報を一元的に掲載できる市民活動情報サイトの構築にあたっては、「ウエル・タウン（仮称）」の実証実験（令和6年2～5月）に御協力いただき、ありがとうございました。

実証実験の結果を踏まえ、市民活動情報サイトを、令和7年4月から青葉区・都筑区で先行的に運用開始します。

運用開始にあたり、サイトに情報掲載を希望する団体向けの操作・団体登録説明会を開催します。詳細は別紙チラシのとおりですので、ぜひ御参加ください。

※対象とする市民活動団体：自治会町内会、市民活動支援センター登録団体、公園愛護会

### 2 市民活動情報サイトの機能とメリット

- ① 無料で、イベントやボランティア募集情報、団体の紹介などをサイトに掲載できます。
- ② イベントの開催可否、参加者募集情報などをリアルタイムで発信できます。
- ③ 様々な団体の情報を市民活動情報サイトに集約することで、地域の方がイベント情報やボランティア募集情報を検索しやすくなり、多くの方に情報が届きます。

#### メリット①

横浜市のページに掲載されるので、**自治会町内会の行事やイベントを広く知ってもらう**ことができます。  
(ホームページ代わりにもなります)



#### メリット②

行事やイベントを知ってもらい、参加者が増えることで、**新たな仲間を増やすキッカケ**になります。



#### メリット③

WEBページを見ている人は、**興味のあるジャンルを登録**でき、最新情報をメール受信できるので、**興味のある人に情報が届きます。**



### 3 今後の予定

時期	内容
令和7年3～4月	団体向けに操作・団体登録説明会（青葉区・都筑区）
4月17日	一般公開（予定）
令和7年度中	青葉区・都筑区に加え2区で運用開始（予定）
令和8年度以降	18区で運用開始（予定）

※令和7年度以降の実施内容は、当該年度の予算案が横浜市の会において議決された後に確定します。

市民局地域活動推進課

担当：松永、高橋 電話：045-671-2317

Email：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

地域のイベントや  
ボランティア募集情報をかたんに投稿できる

# 市民活動情報サイト 使ってみませんか？



## ● 市民活動情報サイト とは？

地域で活動する団体の皆さまが、  
イベントの告知や、ボランティア募集などの  
情報を簡単に投稿できるWEBサイトで、

**4月17日より青葉区・都筑区で一般公開**します。

※サイトの一般公開等は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

地域のイベントを  
もっといろんな人に  
知ってもらえないかな？

一緒に活動する  
仲間を増やしたい！



一般公開に先行して…  
団体向けの“操作・団体登録説明会”を開催します！

日時 ・ 会場	3月26日(水) 14時30分～16時30分	青葉区役所4階会議室
	4月7日(月) 13時～14時30分	青葉区区民活動支援センター
	4月7日(月) 16時～17時30分	都筑区民活動センター
対象	自治会町内会、公園愛護会、市民活動支援センター登録団体	
費用	参加費・登録費ともに無料	
持ち物	パソコン・スマートフォンなどインターネットに接続可能な端末、 筆記用具 ※パソコン、スマートフォンは十分に充電ができているか、ご確認ください。	
申込 方法	横浜市電子申請システムよりお申し込みください。 申込期限：各開催日の1営業日前の正午まで 右の二次元コードからお申し込みください→	



お問合せ 市民局地域活動推進課 TEL：045-671-2317 E-mail：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

都筑区地域振興課区民活動係 TEL：045-948-2236 E-mail：tz-katsudo@city.yokohama.lg.jp

## 令和 7 年度からの都筑区庁舎駐車場の指定管理者変更に伴う利用料金改定等について

令和 7 年度から、庁舎駐車場の指定管理者が、現在の日本パーキング株式会社からタイムズ 24 株式会社連合体に変更となります。

庁舎駐車場利用料金は、指定管理者からの提案のもと、近隣の民間駐車場等と同水準とすることとしており、4 月から以下のとおり変更になります。この変更は条例で定める料金の上限である、「30 分までごとに 300 円」の範囲内で行うものです。

指定管理者の変更に伴い、3 月から 4 月にかけて料金徴収機器等の入れ替え工事が発生します。

### 1 開庁時間帯の利用料金の改定

#### (1) 改定内容

現行料金	改定後
8 : 00 ~ 22 : 00 30 分 / 200 円	8 : 00 ~ 22 : 00 <u>30 分 / 250 円</u>
22 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円	22 : 00 ~ 8 : 00 60 分 / 100 円
土・日・祝日当日最大 1,100 円 (24 時切替)	土・日・祝日当日最大 1,100 円 (24 時切替)

※その他、夜間最大料金（22 : 00 ~ 8 : 00 最大 400 円）は廃止します。

#### (2) 改定理由

料金体系を周辺相場に合わせるとともに、料金体系をより利用者にわかりやすくするため。

### 2 利用料金の減免

区役所に諸手続きや相談、乳幼児健診等で来庁された方等には、従来通り利用料金の減免を行います。

### 3 料金徴収機器等の入れ替え工事期間

令和 7 年 3 月 ~ 4 月（具体的な日程について事業者と調整中）

※開庁時間内は整理員を配置することにより、来庁者へのご案内を丁寧に行います。

※なお、この工事により「QR コード駐車券」へ変更されます。駐車時間が区役所等で減免認証を受けた時間内であれば自動でゲートが開放され、出庫がより円滑になります。

### 4 利用者への広報

利用料金の変更や工事日程等について、3 月上旬から区庁舎や駐車場内に掲示し、周知します。併せて、区ウェブサイトや広報よこはま各区版 3 月号で周知を図ります。

**【問い合わせ先】**

市民局地域施設課 細谷、相澤

TEL : 671-2086 FAX : 664-5295

E-mail : sh-chiiki@city.yokohama.lg.jp

都筑区自治会町内会 会長 各位

都筑区福祉保健課長  
都筑区社会福祉協議会事務局長

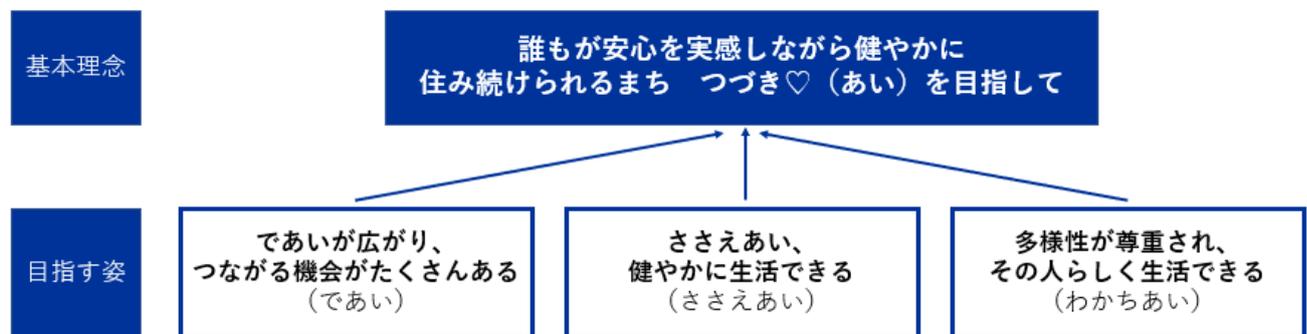
## 第5期都筑区地域福祉保健計画（区計画）の骨子について（報告）

日頃より福祉保健の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和8年度から令和12年度を計画期間とする第5期都筑区地域福祉保健計画（区計画・愛称：つづき あい）について、関係団体へのヒアリングや都筑区地域福祉保健計画推進委員会等を経て、骨子を策定しましたのでご報告いたします。

つきましては、骨子もご参考のうえ、地区別計画の策定を進めていただきますようお願いいたします。

### 1 基本理念・目指す姿について 各取組については、別紙をご参照ください。



### 2 策定のポイント

#### (1) 基本理念の更新

第4期計画までの基本理念「人と人との「であい ささえあい わかちあい」の先にある都筑区の姿を、より分かりやすくお伝えするために、基本理念を更新しました。

#### (2) 目指す姿の更新

目指す姿を3つに整理し、これまでの理念や目指す姿、取組等が継続できるように、「であい ささえあい わかちあい」の要素を落とし込みました。

#### (3) 第4期計画の取組を継承

第4期計画で実施してきた取組は継承していきます。また、すでに取り組まれているが計画に明記されていなかった取組について、追加で掲載しています。

### 3 骨子の公表について（予定含む）

- (1) 都筑区役所ホームページ(※)にて推進委員会(令和6年12月開催)の資料を公表中
- (2) 都筑区地域福祉保健計画情報誌「あい通信」発行で公表、区連会で配布（3月予定）
- (3) 都筑区役所区民ホールにて掲示（3月21日（金）13時～3月28日（金）12時）



←第5期計画については、こちらから。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5kichifuku.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5kichifuku.html)

担当：都筑区福祉保健課事業企画担当 鈴野・金高・近藤  
TEL 948-2344 MAIL tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp  
都筑区社会福祉協議会 中田・田村・山本  
TEL 943-4058 MAIL info@tuzuki-shakyo.jp

## 【参考】都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」とは

住み慣れた都筑区で、誰もが安心して暮らせるよう、地域の皆さまと区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザと一緒に、課題解決に向けて取り組んでいくための計画です。

都筑区地域福祉保健計画には「区計画」と地区連合町内会及び地区社会福祉協議会エリアを単位とした15の「地区別計画」があります。

現在は第4期計画（計画期間：令和3年度～7年度）の推進と、第5期計画（計画期間：令和8～12年度）の策定を進めています。

### 都筑区地域福祉保健計画

#### 区計画

区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが主体となってもに進める取組

「地区別計画の活動を支える取組」や、地域の方が主体の活動だけでは解決できない課題に目を向けた「区域全体の福祉保健の共通課題解決に向けた取組」を基本とします。

#### 地区別計画

地域の課題に対して地域の方が主体となって進める取組

「日頃の生活で感じている課題のうち、福祉保健に関するものを中心とし、地域主体で解決を図っていくことを基本とします。



第4期「区計画」



第4期「地区別計画」



←第4期計画については、こちらから。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi\\_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/4kichifuku.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/4kichifuku.html)

# 第5期都筑区地域福祉保健計画 骨子

基本理念

誰もが安心を実感しながら健やかに  
住み続けられるまち つづき♡(あい)を目指して

目指す姿

(1) であいが広がり、  
つながる機会がたくさんある  
(であい)

(2) ささえあい、  
健やかに生活できる  
(ささえあい)

(3) 多様性が尊重され、  
その人らしく生活できる  
(わかちあい)

地域の皆様と  
区・区社協・  
地域ケアプラ  
ザの取組

- ①多くの人が気軽に参加できるきっかけづくりを進めます。  
(趣味活動、ボランティア講座、ボランティアに関するメールマガジン、はあとdeボランティア、区民活動センターでの講座、フードドライブ、おやじの会)
- ②地域で活動する団体や住民同士の交流の場をつくります。  
(地域懇談会、ささえあい連絡会、地域ケアプラザでの両親教室、拠点団体交流会、ボランティアサロン、拠点の利用促進、区社協分科会、ハマロードサポーター、各種サロン、愛護会)
- ③地域の身近な支え合い活動を進めている団体を支援します。  
(自治会加入促進、地区社協の支援、各委嘱連絡会、負担軽減に向けたDX化、各種補助金、普及啓発、各種助成金、地区別支援チーム、地区担当制度、都筑スタイル、環境事業推進員)
- ④多くの人や団体と地域がつながりをもてるよう、コーディネートに力を入れます。  
(ケアプラザコーディネーター、ボランティアセンター、はあとdeボランティア、シニア楽農園、学校・家庭・地域連携事業)
- ⑤地域活動を応援する法人・商店・企業との連携を進めます。  
(社会福祉法人との連携、大規模商業施設との連携、フードドライブ)
- ⑥多くの人に情報が伝わるよう、工夫して発信します。  
(広報よこはま、X、インスタグラム、パマトコ、やさしい日本語での表記、やさしいちふく、コミュニケーションボード)

- ①日頃からのささえあいの大切さを広め、共に考えます。  
(災害時要援護者支援、地域での見守り活動の支援、地区社協支援、地区別支援チーム)
- ②身近な地域における居場所づくりを推進します。  
(園庭開放、こども食堂、サロン、学習支援、子ども支援団体連絡会、ボランティア分科会)
- ③各種相談窓口で相談を受けるにあたり、各団体が相互に役割や機能を十分に把握し、適切な相談先を案内します。【追加明記】  
(区、区社協、地域ケアプラザ、各相談機関、滞納者支援連絡会)
- ④地域ケアプラザ等、身近な地域での相談先を引き続き周知します。  
(各ケアプラザでの周知、区民まつり)
- ⑤身近な地域での健康づくり・介護予防に取り組みます。  
(保健活動推進委員、食生活等改善推進員、介護予防事業、健康マップ、元気づくりステーション)
- ⑥保健・医療・福祉等の分野間による連携の促進します。  
(健康づくりネットワーク会議、健康サポート薬局、都筑区医師会地域多職種連携協議会)
- ⑦住民の気づきを大切にして、様々な困りごとを地域とともに解決していきます。【追加明記】  
(地域ケア会議、地区懇談会、ささえあい連絡会、地区別支援チーム)
- ⑧ネットワークを構築し、課題解決に取り組みます。  
(子育て支援ネットワーク会議、要保護児童対策地域協議会、子どもの支援団体連絡会、自立支援協議会、サポートネット、セーフティネット、地域ネットワーク構築支援事業、認知症連絡会、いわゆるごみ屋敷問題、多頭飼育問題)

- ①様々な人が立場や背景を超えて交流する場をつくります。  
(DE&Iフェスティバル、青色プロジェクト、認知症カフェ、福祉農園、障害施設自主販売、多世代交流事業、防災訓練への多様な人の参加)
- ②「人はみんな違って当たり前」を理解するための講座や研修を開催します。  
(障害理解講座、認知症サポーター養成講座、福祉教育)
- ③自らの意思が反映された生活を送ることができるよう支援します。【追加明記】  
(成年後見制度等の権利擁護、あんしんセンター、虐待防止・対応、エンディングノート他)
- ④誰もがやりたいことを実現でき、自分らしく活躍できる環境を整えます。【追加明記】  
(ユースフェスティバル、共生フェスタ)

